第25期 第7回大津市農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月12日(金)13時30分から14時50分
- 2 開催場所 大津市役所本館4階第1委員会室
- 3 出席委員(16名)
- 1番 村田 省三 委員 2番 音島 義孝 委員 3番 大伴 四郎左衞門 委員 4番 安井 善次 委員 5番 井上 一夫 委員 6番 小谷 英利 委員 7番 森元 直紀 委員 8番 音野 茂 委員 9番 上田 雄亮 委員 10番 正田 富美子 委員 11番 万木 已壽 委員 13番 上野 壽久 委員 14番 西村 浩 委員 繁孝 15番 森 委員 16番 石津 正嗣 委員 18番 濱田 博之 委員
- 4 欠席委員(2名)
- 12番 本郷 忠史委員17番 上坂 雅彦委員
- 5 説明員(1名)農林水産課
- 6 傍聴人(0名)
- 7 議事日程
 - 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第28号 農用地利用集積計画について 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第33号 農地の転用事実等に関する照会について

報告第34号 大津市農業委員会規程の一部改正について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

事務局長 それでは、第25期第7回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立お願いいたします。

なお、斉唱につきましては、議席番号順です。本日は森元直紀委員に先唱 をお願いいたします。以降、一斉にご唱和をお願い申し上げます。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長ありがとうございました。

ご着席ください。

それでは、会議全体の進行は副会長の輪番制です。本日は、南部選出副会長であります音野茂委員にお願いします。よろしくお願いします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。 本日は、上坂雅彦委員、本郷忠史委員が所用のため欠席されております。 在任委員18名のうち、ただいま出席委員は16名でございますので、在任委員 の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によ り本定例総会は成立していることを報告させていただきます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により本会の傍聴を認めます。 次に、会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 <会長挨拶>

副会長どうもありがとうございました。

引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第 5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた 上で発言をお願いいたします。 また、携帯につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

14番西村浩委員15番森繁孝委員よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

なお、No.2は、事務局から説明がありましたとおり取下げされましたため、議案からは省かせていただきます。

それでは、No.1の八屋戸につきまして地元委員よりご意見をお伺いします。

委員

この案件は、農地法が改正されて初めて当地区において3条で新規就農者が買われるということで、調査する前に、まず地元の農業組合とのいろいろな付き合いについて、どのようなものかと思いましたので、皆さんは、こういう新規に買われる人が出た場合どのように対応されてるか分かりませんが、私は取りあえず農業組合長に話を聞きに行きました。こういう方が農地を買われ、そこへ栗を植えられますと。栗となると枯れ葉も落ちるし、水路が枯れ葉で詰まるし、日陰の問題もあるし、いろいろありますということで相談に行きました。3番の写真にある右隣の土地を持っておられる〇〇さんという方にも隣で栗植えられますよと、どう思われますかという意見も聞きに行き、ある程度下準備をして1月6日に現地確認、私と推進委員、それと申請者、それと譲り受けられる〇〇さん、4名立会いでいろいろ話を聞きした。その中で譲受人は、農業組合に加入し、そのルールにそれに準じますということでした。ただ〇〇さんは75歳です。幾ら新規といっても、もう長くできません。栗は背が相当伸びますが、どうされますかとも聞いたんで

す。そうしたら、もう芯は剪定して伸びないようにすると。枯れ葉について は比良おろしで、すごい風が吹き、必ず近辺にも迷惑かかりますが、そうい う場合はどうされますかということも聞きましたら、状況に応じてネットも 張るのも一案ですとおっしゃっていました。また、もう10年もしたら85歳で すが、できますかと聞いたら、できなくなったときは木も伐採して元の平地 に戻しますとおっしゃいました。そういうことで、ある程度認識のある方だ と私は思いました。この人は大阪に住んでおられ、もともとは能登川におら れ、農家の育ちらしいです。大阪で事業をされて、浜沿いに家を建てられ て、隠居生活で栗園をして余生を過ごしたいという考えをおっしゃってまし た。できなくなった場合は、伐採してちゃんと整地しますという約束もいた だきました。譲渡人の○○さんにも相談に行ったところ、当該地区で新規の 人に青地を売るのは第1号で、付き合いをどうされますか、どういうように 話しておられますかとも聞きました。○○さんは、もう高齢で10年もしたら 農地を守れません。守れないのであれば、守れる人に譲ったほうがいいと考 えて売りましたとおっしゃってました。そういうことで、その場は分かりま したということで現地確認をいたしました。今後こういう新規就農者の問題 は多々出てくると思います。また、座談会のときに皆さんの意見をお聞きし たいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。そういうことで、 慎重にご審議していただきますようよろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、№.3の伊香立生津町につきまして地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 こちらの農地ですけれども、1月4日に私と推進委員の方、そして申請人と譲受人の父親の方の合計4名で現地調査いたしました。11ページを見ていただきますと、写真が2枚あります。1枚目のほうです。竹林が見えてるんですが、現状この竹林の中でシイタケ栽培をされてましたが、話を聞きますと、この竹林も全て伐採して畑に戻すという話をされ、それに対する復元計画書も添付されております。本人はおられなかったんですけども、造園業を営まれてまして、重機とかそういうのも全てお持ちでしたので、知識的な部分も造園業というのが本職になりますんで、抜根だとかそういうところは、もうプロというかお手の物かなという形で何ら心配はありませんでした。これに隣接します農地が全て畑になってまして、畑の中に畑ができるという分に関しては、何ら水の影響とかもないのかなと考えております。

以上、ご審議のほうよろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、No.4の今堅田2丁目につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員

この土地につきましては、昨年、譲渡人の方が相続で土地を取得されておられるんですけれども、もともと体が昔からあんまり丈夫でないということもございまして、農業、そういうことをするのは自信がないということで譲り渡すということになったわけで、1月7日に譲受人とそれから推進委員と私と3名で現地の確認をさせていただきました。それに先立ちまして譲受人の現在持ってる農地の管理状況も併せて確認しましたところ、適正に管理をされているということが分かりました。ただ、農地の耕作に当たっては機械を持っておられないということで、知人から農具、トラクターとかコンバイン等を借りながら耕作をされてるということでございましたので、ちょっと気になりましたので、既存の農地の現地確認をさせていただきました。それに引き続きまして今回の当該地の確認もいたしましたけれども、もともと農地でございますし、排水路等もしっかりとそのままにされてるということでございますので、何ら問題がないと思いましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

議長ありがとうございました。

続きまして、№5の坂本1丁目、坂本2丁目につきまして地元委員よりご 意見をお願いいたします。

委員 当該農地につきましては、1月7日日曜日に譲受人と、それから推進委員と私と3人で現地の立会いを行いました。もともとはこの家は坂本の中で○○といって古くからおじいさんの代からの造園屋でございまして、この人は、ここにあります○○さんのお孫さんに当たる方でございます。54歳。坂本ではこんな若い人が農業を続けていくのなら貴重でございまして、一緒に農地を見て回りましたら、全て耕作がされてまして、引き続き、これから私が元気なうちはずっと耕作するということでございますので、何ら問題ないと考えております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

議長ありがとうございました。

続きまして、№.6 の芝原 2 丁目につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 この案件につきましては、先日9日火曜日午前に私、農業委員と推進委員、相手方につきましては○○さんご本人とご家族の方と、この農地を紹介した仲介人1名で立会いをさせていただきました。この方も、先ほど○○委員もおっしゃったように76歳という高齢で、書類を見たときは大変不安というか、そういう思いはありました。しかしながら、現地に行って立会いをしますと、大変若く見えるし農業に対して意欲的な方でございまして、既に田

上地区で同等の面積を借りておられて畑、営農をされていたという長い経験がありながら、田上地区に圃場整備の計画がありまして返却を求められ、近傍に土地を探しておられたところ、当該地が対象となったということでございます。農業に対するノウハウは、前段で申しましたように既に農業をされていたということもありますし、機械等についても上田上地区内に農業倉庫を持っておられるということも確認しておりますので、特に問題はないと思います。ただ、水利、利水につきましては、現状、水が流れてない、あの地区は水稲が多いので、春から秋までしか水は流れない、用水路が流れないということから、本人が作成して、それで水をくみ上げて用水にするということの確認をさせていただきました。

最後に、地元の農業組合には申し出て了解を得られるようにという指導を させていただきました。以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委員 少し余計なことかも分かりませんが、1番の新規就農者の件でございますけども、75歳の人があと10年栗畑をするという話が出てまいりました。それ以降、自分の体力が、もう続かなくなってきたらこの木を伐採してもう一回農地に復元するようなことを言っておられますが、誓約書か何かを取り交わすなど、そんなことはしていますか。

委員 そういう誓約書はないです。その場の口頭だけでの話です。

委員 口頭だけですか。私も市街化区域の農地の売買で一番心配しているのは、 農地は誰でも買えるようになり、買った途端に売買で、もう売ってしまうと いうようなことが発生する可能性がなきにしもあらずということです。昔な ら3条申請のときには3年3作といって誓約書がついていたんですが、今は もう不要になりました。一番危惧するのは市街化区域でも土地が開発途上で 値上がりするところなら、高齢化でもう誰かやってくれないか、うちの農地 を放したいという、そこに目つけて安く買って、すぐに売ってしまうという 金もうけができないこともないわけです。農業委員会が見に行ったときに は、頑張ってやらせてもらいます、私がきちっと草刈りして耕作させてもら いますと言って、ある年になってきたら、もう売ってしまったということが 起こり得る可能性もなきにしもあらずです。ただ、市街化は農業をしてるほ うが、妨げみたいなものなので、それはそれでいいんだけれども、農業振興 地域は、栗畑の人がやめても、あとの農業を続けていかないといけません。 そうすると、口約束が代替わりのときに継続してそれも守られるかというこ とを危惧しますが、その辺いかがでしょうか。

委員

その点を私も心配して、当地区の農業組合長にお伺いにいきましたら、同じことおっしゃってました。その後が問題だと。その人は栗畑で造園屋を使ってちゃんと管理をすると言っておられ、その日聞いたことについては大丈夫かと思ったんです。知り合いの造園屋が近くにおられるそうで、ちゃんと剪定もして守りもしてもらうと。ただ、今おっしゃったようにその人ができなくなったときに、あとまた誰が買うか分からないと。当地区の農業組合長も、私は承認とはよう言えないと。あとは農業委員会に話を送ってほしい、農業委員会に委ねるとおっしゃってました。以上です。

事務局長

今、委員から言われた話の中で3年3作というものがなくなった。これは、本年度より下限面積撤廃に伴いまして今まで県の決め事で3年3作は続けてもらいたいという制約があったのが、国から、その制約はいけないということで、県も廃止を去年の4月1日に明言し、その文書が回っております。我々はその3年3作という足かせを外して誰でも農業経営ができたらいい、その代わりに何を付したかといいますと、3年間の農業計画、宣誓書自体も、もう文書の簡略化によりそういうものは取りませんということになってますので、申請の続きで4ページの最後、(6)番で申請土地の営農計画をつけて、これを根拠に3年以上はやってくださいということを24期の時に決めさせてもらいました。宣誓書の代わりにこれをつけたという形でございます。

そして今まさにやっております地域計画、この地域計画の範囲内で担い手が色分けされている中に、そういうものがその枠内に入ってきますと勝手に売り買いが今後はできなくなるというようなことになって、それで足かせになるというのが国の考えでございますので、地域計画も今後見直していただく、もしくは作成する際には、そういうことをめどにできるだけ広い範囲で作っていただければと考えている次第です。今のところできる手だては地域の皆さんとで見守ってもらうということで一つはクリアできるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長それでは、ほかに何かご意見はありますか。

委員 3番なんですけど、11ページ、皆さんもご覧になってお分かりのように、 1の図のコンポストの横にお墓が見えるんですけど、これはいわゆる人のお 墓ですか。

委員 いいえ、猟犬の墓です。

委員 もし人間のお墓なら、掘り返して、大丈夫かちょっと心配しました。

委 員

○○委員のご質問に関連しますが、この3ページの現況の写真の状態見ますと、植え付されているんですけど、特に栗の落ち葉とかそういった弊害よりも、周辺の農地の現況は畑ですかね、水田にされた場合、栗の木って案外上のほうに伸びていくので、剪定されてどういうスタイルにされるか分からないが、周辺の農家の方からの苦情等とか、その辺の心配はないんでしょうか。

それともう一つ、造園屋が手入れするということになれば、造園屋の資材 置場というような利用方法もあるのではという心配があります。私の勝手な 心配なんですけれど。本来の栗園にされて、周辺にも何か植えてますが、レ ジャーに使えるような畑の管理とかにも見受けられ、そういった総合的に考 えてこのあたりは青地なんで、将来的にもうどうなるか分からないけども、 住居やログハウスみたいな建物もありますんで、純然たる農地としてこれか ら保全管理されるのであればいいが、その辺が心配材料です。

委員

ただいまの意見について、私も当初そう思いました。周辺、ちょうど3ページの写真の向こう側に住宅がありますが、あそこから琵琶湖は一望です。その前へ栗の木を立てられたら、苦情が出るのでは、に対してその人いわくは、背丈、自分が届く範囲の栗畑で植えるのは11本。全面には植えず、写真の手前のほうは、畑として利用できたらということで、植えるのはこの写真の奥のほうということです。その造園屋というのは、近辺で造園されてる知り合いも多くいますとのことです。造園業の資材置場にするという可能性については、私はそうは思わないです。お買いになる〇〇さんのこの雰囲気からしたら、本当の隠居生活で、栗ができたらぼちぼち拾って、それを楽しみにしてるというような雰囲気でした。以上です。

議 長 それでは、ほかに何かご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、お諮りいたします。 No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手多数により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.1は許可することに決定いたします。

> 続きまして、No.2は取下げのため、議決も省かせていただきます。 続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.3 は許可することに決定いたします。 続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.4 は許可することに決定いたします。 続きまして、No.5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.5 は許可することに決定いたします。 続きまして、No.6 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.6 は許可することに決定いたします。 続きまして、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

- 議長 説明が終わりましたので、昨年12月25日に実施いたしました現地調査は一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条農地転用許可基準から見た審査状況について、No.1とNo.2をご報告お願いいたします。
- 季 員 昨年末25日に一日立会委員ということで田上のほうへ参りました。件数的には2件、事務局から詳しく説明していただいたので、それに付け加えるとなれば、最初の羽栗2丁目1番の案件、この案件は、顛末書に経過が書いてありますが、昭和60年に京滋バイパスの建設に伴い従業員宿舎の代替地を探していて、その土地についての購入の申入れがあり、全て当時にしっかり境界確認と、それから転用が正確に行われていたと思っていた、という経緯があって今日に至ったが、当時、用水路が現場で確認できなく、図面上はこのような複雑になってますが、改めて里道水路が存在していたことが判明しまして、それについては大津市へ寄附するという解決策を得ました。地元の土地改良区の方も見えておられ、現況に即した確かな農地転用をお願いしますということでありました。地元の農業委員、推進委員の方も立会いの下で確認させてもらいましたので、よろしくお願いします。

2つ目は、上田上の牧ですが、学校法人〇〇大学が実験施設等としてつか

っていたものを、農業用倉庫と露天資材置場として借りたいという案件です。現場で局長のから説明いただいたんですけども、学校法人や宗教法人は農地取得とかに特例があると、特に都市計画法の関係で特例にあたる案件です。現場は大きい圃場整備済地域で、水路や境界のことについて細かく立ち会いましたところ、まず倉庫を建てられて、雨水の排水については写真にもありますが、一方は6mの道路があり、そこに側溝がありまして、35ページですね。2番の側溝、ちょっと道路と落差があるから、これはよほど地上げをしないと雨水排水ができないと見た目感じたんですけども、この上のほうのガードレール沿いにある側溝の深さがかなりありまして、そこへ流せるという判断に至りました。一部の隣地との筆界につきましては、貸借ということですんで、筆界についての問題はないと解釈しまして現場確認終わりました。

以上、2つの案件ですけど、ご審議よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。

No.1の羽栗2丁目につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

季 員 事務局及び一日立会委員から非常に詳しい説明がございましたので、あまり言うことはないんですけど、昭和60年代の開発のときに本来当然転用申請ができてるものと思ってたところが一部できてなかったと、これを現状に合わせますという、そういう申請で、あえて付け加えて申しますと、圃場の変更とか水路の変更とかは一切ございません。現況のままで。それと、地元の組合員さんとか土地改良区の役員さんとかと、この譲受人の方は非常に親しくお付き合いしている仲間だということで、非常に和気あいあいとしたお付き合いをされてますので。よろしくご審議お願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、№.2の牧2丁目につきまして地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 この案件につきましては、一日立会は先月の25日ですけれども、私は所用があり欠席をさせていただきました。一日立会委員には大変申し訳ございませんでしたが、私も少し聞きたいことがありましたので、昨日、代理人と立ち会いました。25日には推進委員が出席をしております。その意見と併せてご説明をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、〇〇大学が以前からここを農学部の実習農地として近傍に田畑を持ちやっておられます。35ページの写真を見ていただきますと、反対側に建物があります。これが〇〇大学の現在の資材置場あるいは休憩所等です。これが手狭になったということなんですが、実習農地が増えた

わけでもないのになぜ要るのかというのがちょっと疑問だったんですが、現状見てみますと、このちょっと空いてるところの前が空き地になっているが軽トラ1台ぐらいしか止められない、農機具も野ざらしの部分もあったということで、ちょうど筋向かいになるこの近傍地をこの農業倉庫あるいは駐車場、資材置場にしたいと考えられたということであります。そのときも話があった、一日立会委員もおっしゃいました排水について、生活排水あるいは農機具を洗った水、あるいはたまに油も混入するというようなこともあるので、その辺も聞きましたところ、土地利用計画図にありますように周辺はU字溝で雨水排水あるいは手洗いの水程度はそこに集積をしてこの前面の側溝に流すということを確認しています。ちょうど今立会いをされてるところが市道とその田畑の面がちょうどフラットになるところで、ここから出入りができるということです。現状、特にその排水等以外は問題ないと思われます。

もう一点付け加えますと、私は当初都市計画法の第29条の開発許可が要るものだと認識しておりましたが、聞きますと土地の区画形質の変更とか形質の変更をしない500㎡以下の土地ということであって、都市計画法施行規則60条証明で建築をすると、開発許可は要しないということで、最後のとりでが結果農地法しかない、ちょっとその辺を危惧してましたが、昨日〇〇と立会いをさせていただき話を聞きましたところ、特段排水等以外については問題ないと思いましたので、よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。 No.1 につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、№.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2 は許可することに決定いたします。 続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。 それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 この始まる期間といいますか、始期が2月1日のものと、1月1日という のがあるんですけども、公告は2月1日にされるということですね。これは 早いほうは構わないわけですね。

農林水産課 そうです。

議長それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第28号 農用地利用集積計画については原案どおり 決定いたします。

委員 今回の件ではないんですけども、利用権設定で確認したいことがあるんで すが。

委員 圃場は伊香立にお持ちなんですけど、住まわれているのが和邇の方です。 農業委員の一筆、印鑑、農業組合長の一筆、印鑑が要りますよね。この場合 は伊香立の農業委員が印をついていいんですか。

農林水産課ご質問にお答えします。

属地でお考えいただきたいと思います。農地の所在が基本と考えていただければ結構かと思います。

委員 分かりました。

議 長 それでは続きまして、報告案件です。

報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第30号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出につい

て、報告第31号農地法第18号第6項の規定による通知について、報告第32号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第33号農地の 転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局、報告をお願いい たします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございました。 ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

委員 9ページを見ますと3番で登記地目は宅地で現況は田、逆もあるんですけれども、これは、どちらかがこれに該当すると、この項目に該当するということになるんですか。

事務局 そうです。

委員 例えば3番、登記地目は宅地、現況は田ですよね、その下は逆になっているんです。登記地目は畑、現況は宅地、どちらかが田や畑になってると該当するということになるんですか。

事務局 登記地目、現況地目、関係なく農家台帳にあるもので、所有権等々の移転 ではない、相続とか遺贈とかあれば届けをしていただいてるというものでご ざいますので、よろしくお願いします。

委員 分かりました。

議長それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、その他の報告に移ります。 それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長それでは、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員 遊休農地調査というのは、毎年毎年やられるわけですね、遊休農地がある 限り。例えばこの時期に遊休農地調査をしないといけないというスケジュールはあるんですか。

事務局

今年度は、タブレット調査を導入した関係で、収穫シーズンを終えてから 現地調査をさせていただいた形になるんですけれども、これまでですと夏頃 に現地調査をしており、一般的にはそちらのやり方が国の示してるようなス ケジュールにはなっています。タブレットの調査のやり方が来年度2回目に はなるので、ある程度、今年よりかは早い段階から調査のほうが進められた らいいかなとは思っていますが、皆さんも調査いつ回りたいかとか、そのあ たりの意見も併せてここで聞かせていただきますとありがたいかなとは思っ ております。

委員

それで、衛星写真のデータがアンマッチ起こしてるようなケースが多々散見されたんよね。行ってみたら、もうそこに建物が建ってるとか、耕作してはる農地が遊休農地に対象になっていたと。要は田植が終わって、稲刈りが終わるまでの間にやったほうが耕作してあるのか、耕作してないか、見たらすぐ分かる話なので、その辺でいったらよいと思いますが、その基になるデータベースがそのタイミングで衛星写真を撮ってデータ提供できるかよね。その辺はいかがですかね。

事務局

業者さんから聞いてる話では、衛星というのは常に飛んでますので、常に回ってる中でのデータを取ってると。ある一定の地点の変化を見てるようです。今頃の時期やと衛星から見ると土の色をしている、植えると緑の色してくる、収穫になってくると黄色をしてるということで、その色の移り変わりを見て耕作してるという判断をするので、一定、今一瞬だけ見るというわけではありません。ある一定の期間を何回か同じ地点のところを見比べて、その違いの度合いをみて耕作率というのを見てるようなので、地番図と重ね合わせながらやってるんで、地番図がずれているとややこしい場合があるんですけども、基本的に色の度合いの変化率を見ながらやっています。

それで、基本的に見てもらっている航空写真というのはグーグルの地図を そのまま使っているので、若干古い、航空写真かもしれませんけど、判定に 使っているのは、衛星のデータを使っていますんで、常に新しいデータと、 それから学習機能を持ってるということで、今年やったら令和5年度のデー タを加味しながら令和6年の判定をされるものと思っています。

事務局長

補足します。写真自体はおそらくグーグルの写真なので、5年で一回りという形にはなって地域的にはどんどん変わっていくとは思います。ただ、今言われたように、行っても家が建っているような形とか、もう山の中だと言われるようなところは、来年度は省かせてもらって、一団の土地として担えるようなところに行ってもらおうということで、手はずはさせてもらっていますので、来年はもっと行きやすくなると思いますので、よろしくお願いします。

委員

この件については、前々からいろんなことを意見言わせてもらったと思うんですけども、今、局長おっしゃったように来年度からはある程度是正していただけると。本来調べるべきところの遊休地、荒廃地をやっていって周辺の農地が円滑にできるようにするのが、この調査の目的やと私は思ってたので、そういうところではなかったということは是正していただける。

あと一つ、推進委員さんと一緒に行くのですが、今回与えられたものはタブレット、これは農業委員が持ってる、それから航空写真とリスト、これも農業委員しかもらっていないという状況の中で、私の地域は3名、私含めて3名で回りましたけども、結果的に写真を撮らなければいけない、現況を見なければいけない、リストを持ってるのは私ということで、その推進委員さん、大変気の毒なのですが、ただついてきているだけという状況がほとんどでした。結果的に、最後のほうは私一人で回ったこともありましたけど、その辺はきちっと同じレベルで資料を渡していただいて、同じように回れるようにやっていただきたいというのが切な希望です。

あと、意向調査ですけども、そもそもアクタバの判定の指標が難しいです。これは一体どれに該当するかというのが以前もらった資料では大変分かりにくい。そういう調査地が数多くあったからかも分かりませんけども、農地と農地転用違反が混在してるとか、いろいろケース・バイ・ケースであったのですが、私ども農業委員が判定したのを基に意向調査のリストをつくられたと思うんですけども、農地をやっているところがリストにあったり、逆もあったり、そういうところで意向調査に行きますけども、あのリストもただ住所が書いてあるだけなんですよ。私ら住宅地図を持っていなければ、何にも資料がない。現実行くのに、自分の町内なら分かりますが、よその町内行ってそれはできませんでした。

もう一点、農地の台帳で住所を書かれてると思うんですけども、旧住居表示で書かれてるんですよ、昔の地番ですよね。最終的には支所行って聞いてやったのですが、そういうこともきちっと自分がやる立場になってやってほしかったというのが希望です。一番の希望は推進委員さんと同レベルで現地調査ができるという体制を考えていただきたい。

事務局長 大変貴重な意見ありがとうございます。

委 員 もう一つよろしい。

タブレットの現地確認アプリとアクタバを最初照らし合わせて全部調べた んですよ、所有者、利用者。ですけど、面積は違うわ、名前は違うわ、どっ ちが正しいのかが分からない。その辺の整合もしっかりソフトの会社に何を 一体基準にしているかというのをきちっと整理をしていただいて、合わない 地籍、面積が一体どちらを信用したらよいのか分からなかったというのがあ りました。よろしくお願いします。 事務局長

タブレットにつきましては、我々も予算の都合がありまして、今現農業委員会委員さんに持ってもらうというのが精いっぱいでございます。来年もこの数で変わりございませんので、言われたように同じくした地図を推進委員さんには持ってもらえるような形に取り組んでいきたいと。

事務局

現地確認アプリの分につきましては固定と突合してうちの台帳と同じものが載ってますんで、評価台帳に載ってる正式な面積が載ってます。というのは、正式な面積というのが登記でされてる登記地籍が載ってます。アクタバのほうの面積については区画を取ったところのおおむねの面積計算でしておられますので、若干違いが両方ともで乖離が生じてるというのが現状でございます。

事務局長

来年は皆様のアンケートを基によりよく、また調査しやすくしていきたい と考えますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、ほかに何か。

事務局長 <資料に基づき説明>

委 員

今、局長から申されましたことについては、非常に大事なことばっかりでございますので、ぜひともこれやりたいなというふうに思っております。できましたら、先ほどございましたように今日中にそれぞれのブロックでこの委員さんを決めていただけたらありがたいし、もし決まらないところがあったとしても、できるだけ速やかに出していただくということで、報告は事務局のほうにもしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

事務局長

それでは、なかなかこの場でもあれですので、全ての会議、勉強会が終わった後に集まっていただくという、それぞれのブロックで集まって決めていただくというのはどうでしょうか。

議 長 今、局長の意見ですけども、それでよろしいでしょうか。

事務局長それでは、よろしくお願いいたします。

議長それでは、他にご意見ありますでしょうか。

委員 せんだって12月27日付の文書で農林水産課長のほうからの案内が来ました。農業委員、また農地利用最適化推進委員に対してということで案内が来ているわけですけども、先ほども話が一部出てましたように利用権設定の確

認についてということでございます。これについて3つの項目を上げてもらっておるんですけども、全委員にこれが配付されたんかというのが1点、それについて概要の説明をしていただきたいというように思います。お願いします。

農林水産課

この文書自体、10月のときの定例会で改定してから十分に説明ができてなかったので、改めて周知するようにと意見をいただいた上で12月の定例会の際に一旦たたき台という格好で、一度お目通しいただいたものを農業委員、それから推進委員の皆さんに送らせてもらったものになっています。送らせてもらった内容については、おっしゃっていただいたとおり、利用権設定の際にこの文書に記載の①、②、③を中心に確認いただきたいというようなお願いになっております。

また、農地中間管理機構を介して手続を行う際も、地域計画の目標地図が作成されていれば、確認の押印というのは必要ないんですけれども、目標地図が作成できていない地域についても同じような趣旨の確認をお願いしたいというものになっています。農地バンクのほうは、若干様式は異なりますが、確認、署名いただくページについては同じようなスタイルのものを準備しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員 ありがとうございました。

議長
それでは、ほかに何かありますか。

(なしの声)

議長続きまして、農業振興係の報告案件です。

報告第34号大津市農業委員会規程の一部改定について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 何かご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので、その他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長それでは、全体通して何かご意見ございませんでしょうか。

<質疑・応答等>

議 長 そのほか何かご質問ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、マイクを司会者にお返しします。

副会長お疲れでした。

以上をもちまして第7回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたしました。

これをもって定例総会を閉会します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長 (安井 善次 委員) 印

委 員 (西村 浩 委員) 印

委 員(森 繁孝 委員) 印